(3)　有線通信端子における妨害波電流が次の表に定める値以下であること。

周波数帯	許容値（一マイクロアンペアを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	四〇デシベルから三〇デシベルまで　※	三〇デシベルから二〇デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	三〇デシベル	二〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(4)　利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	三七デシベル

注　その設備が小型設備である場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二)　その設備が小型設備であり、かつ、電波全無響室において測定した場合は、その設備から三メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	四二デシベルから三五デシベルまで　※
二三〇MHzを超え一GHz以下	四二デシベル

注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

(5)　内部最高周波数（設備の内部で利用される電流の周波数（設備に組み込まれる集積回路の内部だけで利用されるものを含む。）のうち最も高いものをいう。以下この(5)及び第四号(5)において同じ。）が一〇八MHzを超える設備の場合は、利用周波数による発射及び不要発射による電界強度がその設備から三メートルの距離において次の表の許容値以下であること。

(3)　当該設備から一〇メートルの距離における利用周波数による発射及び不要発射による電界強度の最大許容値

周波数帯	準尖頭値の最大許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	三〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	三七デシベル

注　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

［新設］

［新設］